明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二一）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同二二）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一九）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務一六一）　四
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づく指定を受けた講習の時間を変更した件（厚生労働二一〇）　一
○平成三十年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十一年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産八九六）　一
○保安林の指定をする件（同八九七、八九八）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八九九）　一
○高速自動車国道に関する件（国土交通六一八）　一
○航路標識に関する件（海上保安庁三九、四〇）　一
○都市計画に関する件（東北地方整備局一三〇）　一
○自動車専用道路に関する件（関東地方整備局一六九）　一

〔国会事項〕

法務省　一

〔人事異動〕

内閣　一
法務省　一

〔皇室事項〕

官庁事項　一

〔官庁報告〕

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　一
法務　一
公証人任免（法務省）　一
産業　一
日本工業規格（国土交通省）　一

〔資料〕

機械受注統計調査報告（平成三十年二月）（実績）（内閣府）　一

〔公告〕

諸事項　一

官庁
証票無効関係　一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更関係　一
会社その他
株式会社の商号変更、解散、清算、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式の併合、募集株式の発行、資本金の額の減少、新株予約権の発行、組織変更、持分会社の定款変更、持分の譲渡、社員の加入、退社、持分の差押、合名会社の解散、清算、合併、持分会社の組織変更、外国会社の日本における代表者の変更、日本における代表者の住所変更、日本における営業所の廃止、日本における営業所の移転、外国会社の登記の閉鎖、公告方法の変更、貸借対照表の公告、資本金の額の減少、清算人の職務の執行の停止、清算人の職務の執行の停止の仮処分、清算人の職務の執行の停止の仮処分の変更、清算人の職務の執行の停止の仮処分の取消、清算人の解任、清算人の職務の執行の停止、清算人の職務の執行の停止の仮処分、清算人の職務の執行の停止の仮処分の変更、清算人の職務の執行の停止の仮処分の取消、清算人の解任　一

告示

○政治資金適正化委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年四月十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五三八六	三〇、三、二三	大竹　栄
五三八七	三〇、三、二三	安部　哲平
五三八八	三〇、三、二三	松下　芳男
五三八九	三〇、三、二三	今井　宏昌
五三九〇	三〇、三、二三	田辺　宗樹
五三九一	三〇、三、二三	石塚　大作

○政治資金適正化委員会告示第二十二号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年四月十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四五五三	平松　桂樹	五二五八	二八、九、一

○法務省告示第百十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成三十年四月十九日

法務大臣　上川　陽子

千葉地方法務局所属
本間　透

○外務省告示第百六十一号

平成三十年三月二十九日にネーピードーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成三十年四月十九日

外務大臣　河野　太郎

（円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八百七十億九千百万円（八七、〇九一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2⑴　借款は、ミャンマー連邦共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特にこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。